

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 0 号
件 名	審査請求に対する口頭意見陳述を適正に行うことについて
要 旨	<p>行政不服審査法第9条第3項において読みかえて適用する同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述は、適正に行われなければならない。</p> <p>11月29日に実施された口頭意見陳述は、10時から12時の予定で実施されたが、12件の審査請求を一度に実施した。「一度で12件の口頭意見陳述は、時間が足りず、とても無理である。2日に分けて実施するか、午前と午後に分けて実施できないか検討してもらいたい。」と申し入れたが、聞き入れてもらえなかった。案の定、時間が足りなかった。今回の12件は7月に審査請求したものである。</p> <p>反論書を提出しているのに、さらに質問事項書の提出を求めた。口頭意見陳述で、審査庁の司会者から「口頭意見陳述は、文書主義だから、口頭意見陳述は文書の補足部分について話してください。」と言われた。事前に提出した反論書に記載の質問事項について聞いても、処分庁は反論書の内容を見ていないのか回答できず、司会者は「意見として伺うが、処分庁が答えるかどうかは別。」とした。司会者は処分庁と同じ部の課長であり、中立の立場になり得ない。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 総務常任委員会 第4項</p> <p>令和元年12月12日</p>
受 理	令和元年12月3日 第494号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 口頭意見陳述の時間を適正にとって，審査請求者と日程調整を図ること。2 速やかに口頭意見陳述を実施すること。3 反論書を提出しているのに，さらに質問事項書の提出を求めないこと。4 処分庁は口頭意見陳述の出席に対して，事前に反論書の内容を確認して回答すること。
--	--